

令和8年度

# 原っ子の約束

呉市立原小学校

「賢く 優しく 逞しく」原っ子は、自分から進んで考えて行動します。

## 登下校

- ・登下校は、交通ルールを守り、決められた通学路を通る。・できるだけ7時40分から8時までに登校する。
- ・寄り道をせず、なるべく友だちと登下校する。・登校したら、忘れ物等をしても無断で学校の外へ出ない。

## 身だしなみ

- ・学校での学習の妨げにならないよう、清潔で活動しやすい身だしなみにする。
  - ①清潔で活動しやすい髪型にする。
  - ②染色・脱色・パーマ、エクステ、一部または極端な刈り込み等、特殊な髪型はしない。
  - ③前髪は眉毛にかからない程度にする。髪が眉毛にかかる時には、飾りのついていないピンで留める。
  - ④髪が肩にかかる時には、編むか結ぶ。飾りのついていないピンやゴムを使用する。
- ・派手な飾りのある服装、ひも等の飾りが物に引っかかったりする危険性のある服装は着用しない。
- ・防犯上及び健康のため、お腹や肩等が過剰に出る服装は好ましくない。
- ・左胸に名札をつける。
- ・ネックレスや指輪、ピアス、ミサンガ、レッグウォーマー等学校生活に不必要なものは身に付けない。
- ・靴は運動靴を原則とする。運動に適さないため、靴底の厚い物やハイカットの靴は履いてこない。(雨天時の長靴は除く。)
- ・体育の授業での服装は、原則体操服(白シャツ・ハーフパンツ)、赤白帽子とする。タイツやひざのかくれ靴下ははかない。冬場は、ジャージなどの長袖・長ズボンを着てもよい。ただし、登下校用とは別の物とし、体育用とする。
- ・厚手の上着、手袋などは、校内では着用せず、ランドセルかロッカーに入れる。

## 持ち物

- ・学校へは学習に必要なもの(遊び道具・ボール・カード・危ない物・食べ物等)を持ってこない。
- ・学用品については次の通りとする。・持ち物には必ず名前を書く。・人の持ち物を勝手にさわらない。
  - ①それぞれの学年で示された「学習用具のきまり」を原則とし、それ以外の学用品を持ち込まない。
  - ②消しゴムはよく消える、使いやすいもの、鉛筆は飾りのついていないものを使用する。シャープペンシルは使用しない。
- ・携帯電話(スマートフォンを含む)や電子機器を学校に持ち込まない。・児童間での物の貸し借りはしない。
- ・通学はランドセルを背負って登下校することを原則とし、ランドセルには飾り等を付けない。(ただし、防犯ブザーや防犯ホイッスルはつけてもよい。)

## 校内の生活

- ・地域の方、来客、先生、友だち等、出会った人には進んで、立ち止まり、目を見て、あいさつをする。
- ・廊下や階段は、右側を静かに歩く。・放送は、その場にすわって、だまって聞く。
- ・いじめを行ったり関係したり、いじめを見過ぎたりしない。
- ・他の人がいやがる行為(体に勝手にさわる、暴力、暴言、悪口、無視など)を行わない。

- ・学校の物や人の物をこわしたり、かくしたりしない。
- ・チャイムが鳴る前に必ず着席し、次の授業の準備をしておく。
- ・授業開始および終了のあいさつは、チャイムと同時に進行。
- ・体調が悪いなど、体育の授業を見学する場合は、家の人に連絡帳や電話などで連絡をしてもらう。
- ・呉市教育委員会から貸し出されているタブレット端末は、「タブレット端末活用のルール」通り使用する。
- ・先生の許可無く私語をしたり、立ち歩いたり、必要以上の物音を立てる等授業妨害をしない。
- ・校庭での遊びのルールを守る。
  - ①遊具は使い方を守り、遊具の中で鬼ごっこはしない。 ②土管の上には登らない。
  - ③ブランコの二人乗りや立ちこぎはしない。
  - ④運動場全体を使ったサッカーは朝休憩のみ行う。休憩時間には野球をしない。
  - ⑤中舎、中舎裏、給食室付近、体育館の裏へは、そうじや授業以外では行かない。
  - ⑥運動場（柵や防球ネットの内側）で遊び、体育館の周りやコンクリートの上では遊ばない。
- ・保健室には、無断で入らず、先生に言うて入る。
- ・給食当番は給食エプロン・帽子・マスクを着ける。当番でない人はマスクを着けて、着席しておく。
- ・時間いっぱい無言掃除を行う。 学校敷地内では放課後や休日であっても飲食しない。
- ・放課後、運動場で遊ぶ時には、金属バットや木製バット、硬球は使用しない。

### 校外の生活

- ・外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻、だれと遊ぶかを家の人に伝える。
- ・大人がいない家には上がり込まない。
- ・帰宅時刻は3月から10月は17時、11月から2月は16時30分とする。
- ・子供だけで校区外へ行かない。また、子供だけでカラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、飲食店、スーパー、ショッピングモール、コンビニエンスストア、銭湯、その他商店へ行かない。また、用がないなら店に入らない。子供だけで、夜間外出、無断外泊をしない。
- ・道路や駐車場、川等の危険な場所や畑では遊ばない。許可なく住居やその敷地に入らない。
- ・火遊びやエアガン等危険な遊びをしない。
- ・自転車の使用については次の通りとする。
  - ①3年生以上は家の人からの許可を得て乗る。(なるべくヘルメットをかぶる。)
  - ②1・2年生は家の人といっしょに練習する。
  - ③二人乗り等の危険な乗り方をしない。
  - ④バスが通る道・急な坂道では自転車に乗らない。
- ・公共の場や公共施設、公園を使うときには、ルールやマナーを守り、周りの人に迷惑をかけないようにする。また、ごみは持ち帰る。
- ・子供同士でお金やカード等の貸し借りはしない。また、これらの物をあげたり、もらったりしない。
- ・私物の携帯電話(スマートフォンをふくむ)・タブレット・通信できるゲーム等は、保護者の責任と指導(使用のルール・フィルタリング・定期的な履歴チェック等)のもと、加害にも被害にもならないよう正しく使用すること。SNS等での悪口の書き込み・誹謗中傷、課金、不適切な画像の送信など、犯罪になるような使い方や周りの迷惑になるような使い方はしない。また、知らない人と会ったりしない。

◎ 大きな事故や心配なことなどが起きた時には、すぐに学校や先生に連絡しましょう。